

○愛知県障害者差別解消調整委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、愛知県障害者差別解消推進条例（平成二十七年愛知県条例第五十六号）第十四条第四項の規定に基づき、愛知県障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第三条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第三条の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

7 第五条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第三項及び第四項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

8 部会の運営に必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する